

第 2 回定例会

平成 1 5 年度一般会計当初予算は

78億1,100万円

 (前年対比97.04%)

～他 7 特別事業会計も、それぞれ原案可決～

平成十五年第二回定例会は、三月四日に開会し、「宮之城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」ほか二十三議案の審査行い、それぞれ可決・原案可決並びに同意した。また、町長から施政方針が述べられ、総括質問では一人から質問がなされ、三月二十八日に閉会した。審議結果等は、次のとおりです。

宮之城町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
「原案可決」

各種委員会委員等に係る報酬額等を平均で二・一割ほど減額する。

宮之城町旅費支給条例の一部改正について
「原案可決」

公務旅行の旅費算定方法を改定する。

宮之城町手数料条例の一部改正について
「原案可決」

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」の全部改正に伴う条例改正。

宮之城町立大型共同作業場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
「原案可決」

設置目的の変更と、名称を「加工センター」から「共同作業場」に、使用料の「月額五万円」を「三〇万円」に改める。

宮之城町国民健康保険条例の一部改正について
「原案可決」

国民健康保険法の一部改正に伴う条例改正。

宮之城町介護保険条例の一部改正について
「原案可決」

介護保険事業計画の見直しに伴い、第一号被保険者に係る保

険料率の改定。

宮之城町企業立地促進に関する条例の一部改正について
「原案可決」

鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱の一部改正等に伴う条例改正。

町道路線の認定及び廃止について
「可決」

町道二四路線を廃止し、六二路線を認定。

平成十五年宮之城町一般会計予算
「原案可決」

歳入歳出予算の総額を、それぞれ七八億一、一〇〇万円と定めた。

平成十五年宮之城町国民健康保険事業特別会計予算
「原案可決」

歳入歳出予算の総額を、それぞれ一八億六、六〇九万三千元